

令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	対象へのアプローチ・ 申請サポートの企画	A4、12ページまで	正本1部、副本7部
2	実施体制・スケジュール	A4、4ページまで	正本1部、副本7部
3	業務実績	A4、2ページまで	正本1部、副本7部
4	経費見積書	A4、2ページまで	正本1部、副本7部

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和4年3月30日（水）午後5時必着

※ この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県 総務部 市町村振興課

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

- ・ 国においては、マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけ、R4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して取組を進めていますが、本県におけるマイナンバーカードの交付枚数率は34.1%（R4.2.1時点）と全国46位に位置しています。
- ・ 今後も、マイナンバーカードは、デジタル社会における基本ツールとしてますます重要性が増すものと考えられ、国や自治体で様々なデジタル化の取組を検討する際に、マイナンバーカードを前提とした制度やシステムの構築がなされることが予想されます。
- ・ その時に、交付枚数率が低いことが原因で、本来県民の皆様が享受できるはずであった利便性の高いサービスの利用や行政手続きの簡素化などの恩恵を受けられなくなることはないよう、本事業では、県民の皆様がマイナンバーカードを手軽に取得できる機会を増やし、交付枚数率の向上を図ることを目的としています。

(2) 現状の問題点、課題

- ・ 本事業では、事業者等で働く方々を対象に出張申請受付・出張申請サポートを希望する事業者等の掘り起こしと実施、一般の方々を対象にショッピングセンター等での出張申請サポートの実施を行うこととしています。

(事業者等で働く方々を対象とした出張申請受付・出張申請サポートについて)

- ・ 令和3年度事業においても、従業者31人以上の事業者等を対象に、出張申請受付を希望する事業者等の掘り起こしのため、文書送付による意向確認調査を実施しましたが、返信率は約11% (33事業者等/304事業者等) でした。
- ・ 未返信の事業者等のうち100事業者等に電話確認をした結果、未返信の理由として「文書未開封・紛失」が約40%と一番多く、次に「出張申請受付を希望しない」が約33%で2番目となっており、いかに情報を確実に伝え、どう希望につなげていくかが課題と考えています。

(一般の方々を対象とした出張申請サポートについて)

- ・ 本取組も令和3年度に各市町村のスーパー等での出張申請受付という形で11箇所で開催しましたが、1日あたりの申請者数が約33人 (11会場22日開催、申請者716人) と令和2年度と同様の取組実績 (1日あたりの申請者数が約88人、8会場16日開催、申請者1,401人) を下回りました。
- ・ 令和2年度当初の時点では、まだ県内でマイナンバーカードを取得している方の割合が低く (9.8%) マイナポイント第1弾によって多くの申請に繋がったと考えています。一方、令和4年度は、マイナポイント第2弾があるもの、すでに県内で約1/3の方がマイナンバーカードを取得していることから、令和2年度ほどの集客が期待できるか見通せないなかで、いかに多くの申請者を集めることができるかが課題となっています。

(3) 特に提案を求めるポイント

- ・ 以下の取組を円滑かつ効果的に実施できる人員体制の構築を求めます。
(事業者等で働く方々を対象とした出張申請受付・出張申請サポートについて)
- ・ 事業者等にマイナンバーカード・マイナポイントの制度やメリット、出張申請受付・出張申請サポートの取組などを周知するとともに、その意義やメリットを理解してもらい、多くの事業者等に出張申請受付・出張申請サポートの希望につなげられる企画の提案を求めます。

(一般の方々を対象とした出張申請サポートについて)

- ・ 定期的に出張申請サポートを実施するイオン高知や帯屋町などにおいて、効果的な情報発信を行い、開催期間中コンスタントに多くの申請者を集めることができる企画の提案を求めます。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、できる限り簡潔なものとしてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

9 問合せ先

高知県 総務部 市町村振興課

担当者 山崎・東（航）・小笠原

TEL 088-823-9313 / FAX 088-823-9767

E-mail s-gyousei@ken.pref.kochi.lg.jp